

健康診査等専門委員会のこれまでの経緯

本委員会における第1回から第6回までの検討を踏まえた報告書を受けて、健康診査等指針を令和2年2月に改正した。

回数	開催日	議題等
第1回	平成27年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康診査等専門委員会の設置について (2) 健診・検診や評価の考え方について (3) 有識者からのヒアリング (4) 今後の議論の進め方について (5) その他
第2回	平成28年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会での経過報告 (2) 健康診査等の満たすべき要件について
第3回	平成28年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会での経過報告 (2) 健康診査等に伴う情報提供、保健指導、受診勧奨の考え方について
第4回	令和元年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康診査の結果等に関する情報の利活用について (2) 今後の進め方について (3) その他
第5回	令和元年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方について <ul style="list-style-type: none"> 1) 健康診査等の標準的な電磁的記録の形式について 2) 健診結果等の保存期間について 3) 健診結果等の本人への開示について (2) 専門委員会報告書骨子（案）、健康診査等の実施に関する指針改正骨子（案）について (3) その他
第6回	令和元年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康診査等専門委員会報告書（案）について (2) その他

令和元年8月 健康診査等専門委員会報告書 公表
令和2年2月12日 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正

健康診査等指針の一部改正のポイント

【改正の趣旨】 健康増進法第9条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」を定めている。

今般、「健康診査等専門委員会報告書」において、健康診査が満たすべき要件、健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方等について健診等指針へ位置付けることの必要性が指摘されたことから、健康診査等指針について所要の改正を行う。

【適用日】 令和2年2月12日

(1) 「健診」及び「検診」の考え方を追加

基本的な考え方として、健康診査は、大きく「健診」と「検診」に分けられること、「健診」は健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であること、「検診」は主に特定の疾患自体を確認するための検査群であること等を追加する。

(2) 健康診査が満たすべき要件を追加

健康診査について、対象とする健康に関連する事象、検査、保健指導などの事後措置、健診・検診のプログラム等に係る満たすべき要件を追加する。

(3) 健診・検診プログラムの評価に係る規定の整備

健康増進事業実施者は、健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましく、評価を行う場合には、ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトプット評価及びアウトカム評価に分類の上、行うことが必要であることを定める。

(4) 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する規定の整備

健康増進事業実施者においては、生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、原則として各健診・検診において、その結果を別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと等を定める。